

〔史料紹介〕

## 「書簡和解」について

漢那 敬子

本資料は東京大学法学部法制史資料室所蔵の資料で、評定所文書の一つである。標題は「琉球評定所記録 千九百三十八号」とある。さらに一枚目には東大側で整理した際の書き込みが記されている。「一〇七枚」、「東京帝国大学図書館」の印、その下に整理番号とは別に「昭和二四、一〇、二二」とある。あらたに綴じなおしたらしく、表紙はその時に付されたものであろう。法量は縦二六、八センチメートル×横一八センチメートル、表紙等をのぞく枚数は一〇五枚である。本資料は写本で、虫喰いのあとまで写してある。

ところで「評定所文書」は、東大法学部法制史資料室に残された一九六件の古文書、さらに警察庁の資料室から発見され国立公文書館に移された二一件の古文書、計二一七件が現存するだけであるが、すでに浦添市教育委員会が『琉球王国評定所文書』として二三巻まで刊行している（全一八巻の予定）。また別冊として、東京大学史料編纂所に残されていた「旧琉球藩評定所書類目録」（明治三三六年筆写）も翻刻されている。「目録」によれば、確かに

「第九百三十八号 一 中山ヨリ上表・康熙皇帝ヨリ勅諭書簡和解（五冊）」とあり、本資料と合致する。

本資料には、漢文とそれに対応する候文からなる一〇件の文書が収められており、うち八件が『歴代宝案』所収の文書と同じである。「和解」（わけ）とは日本語で解釈すること、むずかしい文章などをわかりやすく解き明かすことであるから、「書簡和解」とは、外交文書であり漢文である「歴代宝案」、つまり中国への書簡を、わかりやすく日本語に翻訳したものといえる。本資料の性格については、漢文が公的文書の世界であり、一般的には和文が用いられていたこと、また原則として中国への進貢等については薩摩へ報告していたことなどを考え合わせる必要があるだろう。「目録」をみる限り、「評定所文書」には、渡唐船仕出日記や進貢船・接貢船日記などの中国関係文書はあるがいずれも和文であり、また漢文資料としては「諸外国ト琉球ト条約并往復書類（漢文）」があるものの訓点が施されていて、本資料の他に漢文に和訳のついた「和解」の文書はない。

本資料は「目録」では五冊とあり、一枚目は欠くものの、それぞれ表紙があつて、「書簡和解 一 評定所 西日番」などであるほか、内容を示すタイトルがそれぞれ記されている。いわば目次のような形である。本文にも見出しが付されており、それとは多少異なるのだが、以下、見出しに一連番号を付して表紙のみを掲げてみたい。

(表紙欠)

(本文見出し)

1 琉球国中山王尚貞より里大清国康熙皇帝江進貢のために奉りし表文之扣

2 大清国の康熙皇帝より里中山王江下さる勅書之扣

一、中山王より北京礼部江奉ル咨文  
一、北京礼部より返咨文

評定所

書簡和解 二  
酉日番

3 中山王進貢の為に大清国の礼部江咨文を捧げる扣

4 大清の礼部より中山国王江咨文の返事

一、中山王より福建布政司江奉る咨文の扣

評定所

書簡和解 三  
酉日番

5 琉球国中山王より福建の布政司もおりし咨文の扣

一、中山王より大唐布政司へ為接貢捧ル咨文扣  
一、布政司より里中山王へ返咨文扣  
一、北京礼部より里位薩哆漂者之咨文扣

書簡和解 四

6 接貢とハ去年ノ進貢使を迎の為に琉球より今年唐へ遣しけるを接貢船と申、中山王世孫尚益福建の布政司おくりし咨文の扣

7 布政司より返咨の扣

8 位薩哆大清江飄着之由礼部より咨文の扣

- 一 中山王尚貞薨逝の訃音布政司へ報明の咨文扣
- 一 福建布政司より返咨文扣

評定所

書簡和解 五 酉日番

9 中山王逝去の訃を申上ルによつて世孫尚益より福建布政司

へ続目願之咨文扣

10 福建の布政司より中山王続目願の咨文に返咨の扣

これから見ても、欠けている部分はおそらく表紙のみであろうことがわかる。

さて、『歴代宝案』との関連であるが、各文書の日付と『宝案』の文書番号を並べると以下の通りである（下段は『宝案』の文書番号。たとえば第二集四巻の一六号文書）。

- 1 (康熙四七年〔一七〇八〕一〇月) 二一〇四一―一六
- 2 (康熙四八年〔一七〇九〕十一月五日) 二一〇五一―〇四
- 3 (康熙四七年〔一七〇八〕一〇月) 二一〇四一―一七

- 4 (康熙四八年〔一七〇九〕十一月七日) 二一〇五一―〇五
- 5 (康熙四七年〔一七〇八〕一〇月) 二一〇四一―一八
- 6 (康熙四八年〔一七〇九〕十一月) ( )
- 7 (康熙四九年〔一七一〇〕六月八日) 二一〇五一―〇七
- 8 (康熙四八年〔一七〇九〕十一月十七日) 二一〇五一―〇六
- 9 (康熙四八年〔一七〇九〕十一月) ( )
- 10 (康熙四九年〔一七一〇〕六月八日) 二一〇五一―〇九

年代が康熙四七年～四九年、『宝案』では第二集巻四と五に集  
中している。1が康熙四七年の表文、2が康熙四八年の勅書、3  
が康熙四七年の礼部への咨文、4がその返事の咨文というように、  
1・2、3・4、6・7、9・10はセットと考えられる。『宝案』  
には6、9に該当する文書はないのだが、同内容の文書はある。  
セットをなさない5は、候文の後に、この咨文は別の咨文に内容  
をこめたので出さなかった旨の注記があり、8は琉球国の漂着民  
が北京についたことを知らせる礼部からの咨文である。どのよう  
な意図で筆写されたのかは不明であるが、セットでとったことに  
は意味があるのだろうか。

漢文と候文の表現の相違がうかがえるのも本資料の特徴である。  
宝案文書によく出てくる語が「和解」（候文）でどのようになっ  
ているのか、いくつか例をあげてみよう。（ ）は本資料の一連  
番号である。

切照 しきりにてらしみる(3)

切にあきらかにする(6)

切にてらす(7)など。

此為理合移咨〇〇 此旨、咨文を以〇〇へ申上候(5)

此理の為に咨を〇〇へ移し奉る(6)

此等の為に咨を〇〇へ差上候(9)

煩為查照施行 六ヶ敷なからこまかにこれを明らめ宜敷とり

行ひ給へは(5)

御苦勞なからこまかにてらし行なへは(8)

煩為察照施行 御苦勞なから委細しらしめし施行ない給

て(6)

御苦勞なから此旨を察し照しておこないほ

とこし給へは(3)

「煩為」は「ご苦勞ながら」と解釈しているのである。宝案文書の決まり文句ともいえる「須至咨者」はほとんど「咨の心になふものなり」(5、6、7、9)と和訳されている。

このように、本資料は、現存する『宝案』の不明字の照合ばかりでなく、漢文と併記して候文までついていることで、当時の読み方、解釈などがうかがえる貴重な資料といえよう。

最後に本資料の閲覧と翻刻を快諾して下さった東京大学法制史資料室に感謝の意を表したい。また県史料編集室での古文書の読み会に参加させていただいたおかげで翻刻ができた。その時のメ

ンバー(津波清・上原善哲・小野まさ子・野村直美・久手堅愛子・中村尚子の各氏)および浦添市立図書館沖繩学研究室の皆様にも記して感謝の意を申し上げる。

\* \* \*

翻刻するにあたっては以下の処理を行った。

一、漢文は一行の字数、欠字・抬頭を含めて資料の体裁にしたがった。『宝案』は一行一八字であるが、本資料は一五字で統一されている。また不明字は空白になっている場合もあり欠字とまぎらわしいが、そのままとした。

一、漢文の使用漢字はほぼ正字体であるが、資料にしたがい統一しなかった漢字もある。

一、候文の使用文字については、常用漢字に統一した。変体仮名の一部についてはそのまま使用した。

一、候文は読みやすくするため、適宜、読点を施した。

一、虫損字、不明字などは□で示した。

一、誤字あるいは脱字と思われる場合には、右傍に(ママ)

(一カ)、(一脱カ)と注記した。

一、漢文のあとに『歴代宝案』校訂本との相違点を注の形で掲げた。

(表紙欠)

1

琉球國中山王尚貞より大清國康熙皇帝江進貢のために  
奉りし表文之扣

琉球國中山王臣尚貞誠惶誠恐

稽首頓首

上言伏以

大一統之規模誕敷聲教

綿萬年之曆數 著光華

航海梯山極來亨來王之盛

開天闢地昭同文同軌之休朝野傾

心臣民頌德欽惟

皇帝陛下

惟精惟一

乃聖乃神

奠社稷於無疆卜年卜世

光謨烈於有永丕顯丕承臣貞蛟島

外藩蟻封 服雖不毛之地徒切

芹私而愛

君之誠敢忘葵向敬遣陪臣向英毛文

哲等遠涉波濤之險車用指南虔

⑥ 筐篚之微斗瞻極北少伸嵩呼

之惻聊依

日照之光伏願

江漢朝宗

星辰拱極

⑦ 奏虞廷雅樂群瞻鳳儀獸舞之祥

毓周室賢才代著豹變鷹揚之績將

⑧ 五風十雨長存玉燭以常調四

⑩ 瀆九州大金甌於孔固矣臣貞

無任瞻

天仰

聖激切屏營之至謹奉

表恭

進以

聞

康熙肆拾漆年十月 日 琉球國

中山王臣尚貞謹上表

注①校訂本では「慶カ」とあるが、古義堂文庫所蔵の「琉

球表文」(本誌5号所載)では「綿」とある。

②校訂本は丕。 ③享 ④校訂本は不明字。頭注で「綿カ」とするが古義堂文庫所蔵「琉球表文」では「奠」。⑤荒 ⑥齋 ⑦校訂本は不明字。頭注で「追カ」とするが古義堂文庫所蔵「琉球表文」では「奏」。⑧見 ⑨校訂本は不明字。頭注で「於カ」とするが古義堂文庫所蔵「琉球表文」では「以」。⑩鞏

#### 右通俗

琉球国中山王大清皇帝の臣、名ハ尚貞、誠惶誠恐稽首頓首して敢て皇帝に言を奉りていわく、伏しておもんみるに皇帝天下一統の規模を定め誕に教をしきひろめ、万世までひかりをあらわし給ふ、かるかゆへに四方その仁徳にかんし懐て海に航し山に梯して貢物をそなへて諸王□<sup>く</sup>に<sup>く</sup>よ里来朝せり、天をひらき地をひらき、外国のはてまで文を同し軌を同して休徴をあきらかにし給ふ、さあるによつて朝野の臣民心をかたふけ其徳を頌奉しさらんハなし、こゝをもつて欽惟に、皇帝陛下ハこれ精これ一にしてすなわち聖人なり、即神人なり、社稷を無疆にまつりて年を占ひ世を占ひ、謨列<sup>烈</sup>を有永ニ照して大に徳を明らかにし丕に位を承つき給へり、臣尚貞ハ鄙しき蛟島の外藩、蟻のこづくに荒服に封せらる、抑わか国不毛の地なりといえとも、徒芹私の心切なり、君を愛し奉り誠、敢て葵の日に向ふ事を忘れんや、今茲に敢て陪臣向英と毛文哲等兩人をつかいとして、遠キ波濤の險を涉に車を用て南を

さし、虔て進貢の微なる筐篚を持に、斗をみて北にいたり少く万歳を祝、悃を伸て、聊か日のこづく照し給ふ、仁徳の光に仰きよる、伏して願ハ、江漢の水、東に朝することく、星辰のほし、北に拱くするに同しくして、虞廷に奏せり樂の音にハ鳳凰麒麟の来舞を見、周室にやしなへる賢才ハ豹変鷹揚の績しを著し、又見ん、五日の風枝をならさす、十日の雨塊を動かさす、長く太平を存して常に四時を調へ、四瀆九州の固きこと金甌よりもかたからん事を冀ふものなり、臣尚貞天の遠きを望見て、聖人のことき皇帝を仰奉るり、任かたく感激恐懼のいたり、謹て表文を奉り恭く進めて以奏聞す

康熙四十七年十月 日 琉球国中山王臣尚貞謹上表

#### 2 大清国の康熙皇帝よ里中山王江下さる勅書之扣

皇帝勅諭琉球國中山王尚貞

朕惟昭徳懷遠盛世之良規修職

猷琛藩臣之大節輸誠匪懈寵賚

宜頒爾琉球國中山王尚貞屬在

遐方克抒丹悃遣使齋表納貢忠

盡之忱良可嘉尚是用降勅獎諭

併賜王文綺等物王其祇承益勵

忠貞以副朕眷欽哉故勅

計開

蟒緞四疋 青藍綵緞六疋

藍素緞六疋 衣素六疋

閃緞六疋 錦四疋

紬六疋 羅六疋

紗六疋

康熙四十八年十一月十五日

右通俗

朕おもんみるに、徳を昭かにして遠きを懐るハ盛る世の良規、己か職務を修めて琛を献るハ藩臣の大なる節義なり、其方誠をいたしておこたらずんハ、此方も寵として賚を下さるへし、衿ハ琉球国に封せし中山王尚貞、居処遠方なるに克丹悃の志を伸んとして、万里の滄海を遠しとせず、使兩人をつかわし表文を持って貢物を備納、忠節(まこと)のかたり、誠によみし尚ふへきものなり、是によつて皇帝勅宣を下して奨おくり給ふ、ならびに中山王に文綺等の物を拝領させ給ほとに、中山王其をよく有かたく存奉り、祇てこれを承てます、忠貞を励して朕かあわれみを副へし、此旨能々欽や、かるかゆへに勅す

計開とハ数を立ると申事

蟒緞四疋 金文緞子のこと 青藍綵緞六疋 花色金文緞子のこと

藍素緞六疋 花色地に同じ花の緞子のこと 衣素六疋 黒縹子のこと

閃緞六疋 ふめ緞子のこと 錦四疋

紬六疋 小池杯の様成物 羅六疋

紗六疋

康熙四十八年十月十五日 (ママ)

一、中山王より北京礼部江奉ル咨文

一、北京礼部より返咨文

評定所

書簡和解 二 西日番

3 中山王進貢の為に大清国の礼部江咨文を捧げる扣

琉球國中山王尚 為進

貢事切照敵國□居海壤世沐

天朝隆恩遵依

貢典貳年壹貢不敢愆期茲屆遇

康熙肆拾漆年分乃進貢之期特

遣耳目官向英正議大夫毛文哲

都通事陳其湘等坐駕海船貳隻

統領水梢每船均幫上下員役共

不過貳百員名解運煎熟硫磺壹

萬貳千陸百觔紅銅參千觔煉熟

白剛錫壹千觔前至

福建等處承宣布政使司衙門投

遞差員護送赴

京仲祝

聖禧為此理合備咨前詣

貴部煩為察昭施行須至咨者

右

禮

咨

部

康熙肆拾漆年十月

日

注①校訂本は僻

右咨文の通俗

琉球國中山王尚、進貢のことに咨文を北京の礼部にき、け  
ケる、しきりにてらし見るに、抑わか国海外ニ僻居して世々天朝  
のかたしけなき厚恩に沐し、進貢の典例にしたかい、よつて二年  
壹度も進貢いたすこと、あゑてすこしも時分をあやまり大かたを  
いたしたることなし、ことしも康熙四十年の進貢の期にあたり、  
時に耳目官向英・正議大夫毛文哲・都通事陳其湘等をつかわすに  
より、海船二艘、水梢並に上下の員役、共二貳百員名、運送の貢  
物にハ煎熟の硫黄壹万二千六百斤・紅銅三千斤・煉熟白剛錫千  
斤、福建の布政使司衙門にす、め投納し、遠に員役をつかわし護  
送して京におもむき万歳を祝し奉る、これらのために理合して咨  
文を備え貴部にす、めいたる、御苦勞ながら此旨を察し照してお  
こないほとこし給へは咨にかなふものなり

右

咨

礼

部

康熙四十七年十月

日

4

大清の礼部方中山国王江咨文の返事



咨<sup>①</sup>

禮部為知會事照得琉球國中山

王差耳目官向英等具

表進

貢方物本部照例具題交送總管內

務府查収訖所有

欽賞禮物特頒

勅書一道相應知會琉球國王可也為

此合咨前大須至咨者

右 咨

琉 球 國 王

康熙四拾八年十一月十七日

注①この位置に「咨」がくるのはおかしい。また日付のあ

とに本来あるはずの「咨」がないので、誤写か。②去

右咨文之通俗

咨

礼部知会の為の事と、明らかに考みるに、琉球国中山王耳目の官  
向英等をつかわし表をそなへ貢を進る、土産物本部の役人より先  
例を明らかに書しるしそなへたる通、総管内務府こまかにうけ取

納おわん、これによつて欽賞あるところの皇帝の御礼物、殊に勅

書を頒下されけり、此至て琉球国王能相心得てしかるへきなり、

そのため礼部よりも咨文を合す、めたること也

右、礼部より中山王へ返咨

康熙四十八年十一月十七日

一、中山王より福建布政司江奉る咨文の扣

評定所

書簡和解

三

酉日番

5

琉球国中山王より福建の布政司(ヘカ)もおくりし咨文の扣

琉球國中山王尚 為進

貢事切照敵国僻居海壤世沐

天朝隆恩遵依

貢典貳年壹貢欽遵在案查康熙四

拾漆年當貢之期特遣耳目官向

英正議大夫毛文哲都通事陳其  
湘等坐駕海船貳隻分載煎熟硫  
磺壹萬貳千陸百觔紅銅參千觔  
煉熟白剛錫壹千觔前至  
福建等處承宣布政使司投納乞

為轉詳  
督  
撫  
兩院

題明令陪臣向英等齎捧

表文方物赴

京叩祝

聖禧外所有原船貳隻仍乞

貴司查明歷貢事例將其餘員役

准於來歲夏至早汛速賜摘回本

國不至末員海上驚濤皆出

貴司再生之德者也貞僻處海陬

夙仰

貴司清廉惠愛遐邇沾恩奈何萬

里波濤無由趨承

教誨徒深引領恐私茲者入貢末員<sup>①</sup>

恐弗堪任事統祈

貴司始終照拂感佩何極為此理

合移咨

貴司煩為查照施行須至咨者

右 咨

福建等處承宣布政使司

康熙肆拾漆年十月 日

注①鞏 ②駑鈍誠ヲ脱カ

右咨文之通俗

琉球国中山王尚、進貢のことに明らかに布政司江申上ル、抑  
わか国海壤に僻居して世々天朝の厚恩を深く受たり、これによつ  
て進貢の典礼に遵依て二年に壹度つ、進貢物を捧奉る先例、あゑ  
て忘却いたさるところなりて、茲に康熙四十七年進貢の期に当れ  
り、さるによつて耳目官向英・正議大夫毛文哲・都通事陳其湘等  
を使ハして北京へ遣すによりて、海船式艘に分け、載する品、硫  
黄壹万式千陸百觔・紅銅參千觔・錫千觔なり、福建等處承宣布政  
司へいたりてす、めおさむ、願くハ督撫の兩院江詳に達し給ひ、  
題明を乞給ひて、陪臣向英等をして表文・方物を持せ京かおもむ  
かせ、聖禧を祝し奉りたきとなり、扱又外に右使の者のりたる  
ころの原船式艘なを貴司江願を上ケ、先年進貢之例を明らかにし

て京江上り候人数の外ハ、翌年の夏至の比早速帰帆仰付られ下され、本国江かへし給へ、さあれハ末々の役人以下海上のおそれなく、時分よく琉球江かへるへきなり、しかれハ貴司の御慈悲にて人を生し給ふものなり、中山王貞、海のはてにへたゝりいて、つとより貴司の清廉惠愛にて遠きも近(まぢ)きも御恩に沾(しみ)へる事と仰きけれとも、いかんせん万里の波濤へたてりぬれば、今以終にまかりこし教をうけ申へきよしもなく、徒に領をのへて貴方のことをおもひ望むはかりなり、ここに進貢参入の末の役人ハものことになれざる物はかりにて、中山王心遣に候さるによつて、始終共に貴司より御了簡をくわへられ下されハ、御恩を感じ奉る事かきりなく万事御たのみ奉候、此旨咨文を以貴司へ申上候、六ヶ敷なからこまかにこれを明らめ宜敷とり行ひ給へハ咨の心付(にかなむ)□□ふものなり

康熙四拾七年十月

右之返咨可在候処、国司様薨逝之由世孫尚益公よ里訃音の咨文御持上候二付、右返咨者訃音ノ返咨ニ文章相籠候故、別立而返咨無御座候也

書簡和解 四

- 一、中山王よ里大唐布政司へ為接貢捧ル咨文扣
- 一、布政司よ里中山王へ返咨文扣
- 一、北京礼部よ里位蔭(蔭之)哆漂者(音之)之咨文扣

6

接貢とハ去年ノ進貢使を迎の為に琉球方今年唐へ遣しけるを接貢船と申、中山王世孫尚益福建の布政司おくりし咨文の扣

琉球國中山王世孫尚 為接回  
進

貢官員事切照敵國僻居海壤世沐

天朝洪恩業於康熙肆拾漆年特遣耳

目官向英正議大夫毛文哲等率

領梢役坐駕海船貳隻齋捧

表文方物已經移咨

貴司煩為起送赴

京恭祝

聖禮外查向例入

覲官伴今應回閩本國該發船接回

不至淹留閩地以糜

天朝廩餼為此特遣都通事蔡文漢使

者向和聲等帶領水梢坐駕海船

壹隻前往福省迎接

皇上勅書併

欽賞物件全京回貢使及存留官伴一

齊歸國伏乞

貴司具詳

督兩院于來夏蚤汛賜歸更瀆者

康熙肆拾壹年京回貢使鄭職良

等夏至風汛過期于陸月在閩開

船至中洋颶風暴發覆舟預命船

上所有

勅書併欽賞緞疋等物盡沒於海彼時

蒙

皇上矜憐有

勅令查修船隻堅牢之

上諭感戴無盡但船固須堅緻風汛過

期亦難免沈溺至肆拾肆年摘回

兩船夏至亦已過期陸月在福省

開洋到半途遭風將及落際幸漸

風息小船轉收北山其大船飄往

東北窮荒海島迄冬方歸又客夏

摘回兩船亦過夏至陸月初肆

日出閩安鎮拾參日五虎門開船

將至半洋拾捌日俱過颶風陸作

兩船分走都通事曾曆等所乘小

船損篷折桅泛流海上貳拾參日

又遭颶風巨浪打裂船尾貳拾捌

日又過風起危亡甚急幸見七島

轉針本國至捌月初肆日纔到北

山又過暴風攔破本船其都通事

紅永祚等所坐大船全沒於海中

不見人屍至今國中彼官伴水梢

之父母妻子哭聲未休使人痛心

誠恐此番敝國末員弗堪任事仍

蹈前轍悞期惟是海外季夏孟秋

之間必有颶颶數起所以舟人不

敢行船或有冒行者多致覆舟悞

事統祈

貴司留心始終照拂所有應行事

宜詳

兩院具

題乞于向後毎年伍月初旬賜歸為

例不特航海蟻員得免風濤之虞

舉國感戴而將來

貢典亦無愆期矣為此理合移咨

貴司請煩察照施行須至咨者

右 咨

福建等處承宣布政司使

康熙肆拾捌年十一月

### 右咨文通俗

琉球国中山王世孫尚益、去年進貢ニ参りし官員をむかへ回ス事の為に咨を用ふ、切に明らかにするノ、わか敵国海壤に僻居して世々天朝の洪恩ニ沐す、業に康熙四拾七年におゐて特ニ耳目官向英・正義大夫毛文哲等、梢役を率領し海船式隻ニ坐駕し表文・方物を持せ捧、已に咨文をつかわしける、定而貴司煩しく□送をなして京都□<sup>(三カ)</sup>おもむかせ、うや／＼敷聖禮を祝し下されけん、扱其外先例を以考に、去年入觀の官伴、今ハまさに閩にかへるへきに、本國出帆の接貢船ハいまた参つかす、入觀の官伴等閩地ニ久々滞留いたし罷居、天朝の御やしないを費し申へし与致推察候、これによつて都通事蔡文漢・使者向和声等、水梢を帶領させ、海船壹艘

にのせて福省へす、め往て皇帝の勅書をむかへ、並ニ欽賞の下され物を請取せ、京より歸り進貢の使者又ハ存留官伴、同一所ニ本國琉球<sup>(ハ)</sup>か歸らしめんと願申、貴司督撫の兩院ニ委細御申上、来年の夏はやく本國へ御返し下されへく候、扱先例ニ而ハ候得共、海上風波難によ里先例を改申たく願申事御座候、其願ハ康熙四十壹年京より歸る進貢の使者鄭職良等、夏至の風汛にのりおくれ六月閩より出船いたし候処ニ、洋中にて颶風暴發、舟をくつかへし命を失ひ候、船中ニのせたる勅書併に欽賞の緞疋等の物、こと／＼と海にしつむ、かの時皇帝御矜憐ましく勅宣を下されけるに、舟共之こしらへ堅固ニ無く故にて海中にて舟われたるとおほしめし候間、向後ハ船こしらへ入念候様ニ御役人中ニ仰付られ、難有仕合難申謝候、雖然船堅固ニしても風の時節をのりおくれ候へハ沈溺をのかれかたき事シ、康熙四十四年歸帆の兩船、夏至の風にのりおくれ是も六月福省方出船いたしけるに、洋中半途ニ而難風にあい、<sup>(三カ)</sup>すさに水に落ちるに及ふ、幸にかせ漸やみ小船ハ漸北山に収、其大船ハ飄往東北荒海の島を乞われ、冬にいたりてやう／＼方ニ歸、又去年の夏歸帆の兩船、また夏至を過し六月四日閩安鎮方出、拾三日五虎門より出船、まさに洋中ニいたらんとする処ニ、拾八日兩艘共ニ颶風頓ニおこるにあい、兩船別々に走分れ、都通事曾曆等かのりたりし小船ハ帆を損し梶を折らし海に泛流はかりなり、廿二日<sup>(三カ)</sup>又颶風に逢大浪に船の尾を折さかれ、廿八日又風の起るに逢て危亡甚急なり、幸ニ七島をみかけて針を本國ニあて、

八月四日に纔北山にいたる、又暴風に逢ひて本船を打破、其都通事紅永祚等の所の大船、全ク海中ニ沈み人の死骸も見得ず、今にいたるまで國中彼官伴水梢の父母妻子共なきさけふ声やます、きく人をして心をいたましむる事切なり、誠恐ながら御改ニ奉存候、此節わか敵国の末員、船にのる彼国の者、右之通ニ再三難風ニ逢ける故、六月方七月迄の間ハ颶風の時節与心得、舟人船を何く江茂やらず、もしおかしてやる者あれハ多くふねをくつかえし事を憚る、かくのことくなる仕合故、貴司へ奉願候、御心を付られ申上へき事ハ御とり合、両院に御申あつて、向後ハ毎年伍月上旬に帰帆仕候様ニ例を御立下されハ、海に航する蟻のことき者、如風波ニのる、よろこひまでにてもなし、わか琉国惣様のかの恩ヲ戴<sup>イッ、イ</sup>て、猶更向後の進貢もあやまりなき様ニ与存上候なり、此理の為に咨を貴司へ移し奉る、御苦勞ながら委細しろしめし施行ない給て咨のころにかなふものなり

右 咨

福建等処布政司

康熙四十八年十一月 日

7 布政司より返咨の扣

福建等處承宣布政使司為接回  
進

貢官員事康熙四十九年正月初八

日准

琉球國中山王世孫尚 咨開切

照敵國於康熙四十七年業遣耳

目官向英正議大夫毛文哲等齋

捧

表文方物坐駕海船二隻前來并移

咨貴司煩為轉請

督 兩院起送赴 京叩祝

聖禮外向例進京 貢使向英等將自

回閩竊恐淹留日久糜費

天朝廩餼遵例特遣都通事蔡文漢等

坐駕海船一隻恭接

皇上勅書併

欽賞物件全京回 貢使向英等併存

留員伴坐駕原船歸國此番摘回

都通事紅永祚曾曆等坐駕原船

二隻奈夏至愆期其大舡紅永祚

等途遇颶風飄溺無踪小船曾曆  
等將至本國地方亦被颶風打破  
幸曾曆等一船員伴僅保性命其  
餘悉葬魚腹伊等父母妻子哀呼  
之聲慘動天地深為可憫伏乞貴  
司具詳

督撫 兩院來年夏至蚤汛賜歸以免  
風濤不測之虞舉國臣民感載鴻  
恩不朽矣等緣由到司准此又為  
稟報事康熙四十九年三月初八  
日奉

鎮守福州將軍加二級署理閩浙  
總督事務祖 批本司呈詳查得  
琉球國遣使蔡文漢等坐駕海船  
① 隻來閩恭迎

皇上勅書接回康熙四十七年朝京貢  
使向英等一仝回國并附搭報喪  
使正議大夫蔡灼等於上年十一  
月二十二日在本國開洋到馬齒  
山候風至十二月十一日開駕十  
七日到閩安鎮怡山院地方灣泊  
官伴水梢共九十一員名先准閩

安張副將移報到司隨經詳報奉  
護理撫憲批吊入內港安插查明  
官伴人數造冊詳請具

題仍將報喪事例另詳核奪等因遵  
經行據福州府海防同知沈宗叙  
詳稱于康熙四十八年十二月二  
十五日吊進內港二十九日會同  
福州城守張副將查驗安插入驛  
備造數冊并抄符文執照呈報到  
司復准該國王世孫咨稱乞于來  
年夏至蚤汛賜歸等情前來除將  
報喪事例俯俟福防廳查議到日  
另文詳請

題報外今將該廳營查驗緣由及准  
該國咨文備叙轉詳俟貢使向英  
等自京回閩日應同接貢人員於  
康熙四十九年夏至風汛屆期聽  
坐所未原船及上次存留官伴一  
齊遣發歸國所有官伴水梢員名  
防船軍器并隨帶土產食物逐一  
開造分別摘回存留附搭官伴名  
數備造清冊呈送伏候

憲臺祭照會

題可也等緣由奉批仰候

撫都院會 題繳冊照存奉此案

照先於本年二月初一日奉

護理福建巡撫印務布政使加三

級金 批本司詳全前由奉批候

會

題仍將報喪事例速行查議詳報<sup>④</sup>

候

督部院批示繳奉此先為報明事

康熙四十八年十二月初四日奉

前署總督福建浙江事務巡撫都

察院張憲牌康熙四十八年十二月<sup>⑤</sup>

禮部咨開主客清吏司案呈奉本

部送禮科抄出該本部題前事內

開浙江巡撫黃

疏稱琉球國位薩哆等六人所坐船

隻被風飄流於本年四月初三日

到浙省境界石浦地方登岸將伊

等令該縣日給口糧加意軫恤外

查琉球國於浙省素無往來即有

進貢船隻俱係停泊閩省將位薩

哆等應送閩省附搭該國便船帶

回等語查現今琉球國差耳目官

向英等進貢前來伊等回國路由

閩省應將位薩哆等六人送至閩

省與向英等留邊人役合併一處

給與口糧俟向英等回時附搭伊

船帶回可也等因康熙四十八年

十月二十六日題本月二十八日

奉

旨依議欽此欽遵抄部送司奉此相應

移咨浙閩總督可也合咨查照施

行等因到院准此合就飭知備牌

行司照依

部文內奉

旨事理即便轉飭遵照俟浙省將位薩

哆等六人遞送到閩之日即與現

今進

貢琉球國耳目官向英等留邊人役

一併給與口糧仍俟向英等回國

之時一同附搭帶回併即取具到

閩日期先行詳報以憑察奪咨

部毋違奉此又奉



前巡撫都察院張 憲牌准

禮部咨今前因到院行司奉此遵

行在案今風汛屆期除經照例遣

發一併附搭歸國外合就咨覆為

此移咨

貴世孫請依來文事理煩為知照

施行須至咨者

右 咨

⑥

康熙肆拾玖年陸月 初八日

接回進

貢官員事

咨

注①一 ②來 ③二 ④並ガ入ル ⑤初二日准ガ入ル

⑥琉球國中山王世孫尚ガ入ル

右咨文之通俗

福建等処承宣布政使司、中山王へ返咨のこと、進貢官員接回の為に、康熙四拾九年正月初八日琉球國中山王世孫尚益か咨をひらきみるに、切にてらす、わか敵國康熙四拾七年すてに耳目官向英・

正議大夫毛文哲等をして表文・方物をもたせさ、け海船式艘す、み來す、並に咨を貴司ニ移し、煩ハしく督撫の兩院にめぐり請ふて、起し送りて京ニおもむかせ恭しく聖禮を祝し給へ、扱其外先例通進貢の使者京へ參、向英等頃日ハ閩へかゝり着、恐くハ久敷滯留いたし天朝の御やしないを費し申へし、依之又々例にしたがい都通事蔡文漢等海船壹艘にのせ、恭皇上の勅書をむかへ、ならひに欽賞の物件うけ取らせ、京回の進貢使者と向英等と同存留員伴一所に原船にのせ付て國に歸し給へ、扱今度接回の都通事紅永祚・曾曆等のる所の船二艘、夏至の期を愆り、其大船紅永祚等道にして颶風にあい飄溺して跡なし、小船曾曆等ハまさに本國の地方まていたらんとするに、また颶風に打われける、幸に曾曆等ハ一船の員伴、僅に性命を保ち、其余ハ悉く魚腹の中に葬られける、此等の父母妻子かなしみさけふ声、慘として天地を動すはかり、實にふかくあわれむへきなり、伏て乞ふ、貴司、具に督撫の兩院に詳にして來年夏至はやく歸事を給ひ、風濤の難をのかれハ國こそつて臣民鴻恩をかんしいた、いてくちす等のよし、司にいたる、此旨を以てまた明白に申上ル、為に康熙四拾九年二月初八日、鎮守福州將軍加二級署理閩浙總督事務祖の示を奉て本司ニ呈し詳して委細得其意、琉球國使蔡文漢等をして海船壹艘閩にのり來り、恭しく皇上の勅書を迎へ接回す、康熙四拾七年、京へ參候進貢使向英と一同に國に歸す、ならひに中山王逝去の使正議大夫蔡灼等、去年十一月二十二日本國出船、馬齒山に風をまち、十二

月十一日又出船して十七日に閩安鎮怡山院の地方灣泊にいたる、  
員伴・水梢共九十一員名、先づ閩安張副將移報して、司にいたる  
を準て例にしたかい詳に報して護理撫憲の示を奉て内港にひき入  
安挿す、こまかに官伴人数をしらへ帳冊にしるし、詳に具題を請  
ふ、なを逝去のことを申上で、例を以別ニ奪を詳にするのよし、  
常のことく行ふ、仍福州府海防同知沈宗叙詳していわく、康熙四  
十八年十二月二十五日内港にひき入、二十九日福州城守張副將に  
会同してこまかに申談して安挿す、備に数冊を造り、並に送り状  
付状をいたし報して司にいたる、また国王世孫咨をはかるにいわ  
く、来年夏至はやく帰ことを給へ等のよし、す、み来る、逝去の  
事例を報することを除て、福防庁の評議いたる日を待て別に文を  
詳にして題報を請ふ、外に今庁營の改を以琉球国の咨文をはかり、  
委細其旨を以進貢使向英等京より閩に帰る日を待て接貢の人員と  
おなしくすへし、康熙四拾九年夏至風汛期にあたり、のり来ル  
原船及び上次の存留官伴一同に国に帰す也、あらゆる所の官伴・  
水梢員名、防船軍器ならひに随帶の土産・食物、一々次第に数を  
立、滞留人・帰帆人・付のせの官伴員数委細相記し、一冊をこし  
らへ、呈し送りて憲台察照をうか、ひ合せ、題して可なり等のよ  
し、示を奉て撫都院の会題を照存し、此旨を奉て今年十二月初一  
日護理福建巡撫印務布政使司加三級金の示をうけ、本司に詳にす  
ること同前のよし、又示を請けて会題を候ふ、仍逝去のことを申  
上るに例を以す、み到るに、御詮議なされ具に御申上、并に督部

院のしめしをうか、い明白に申上候事、康熙四十八年十二月初四  
日、前署總督福建浙江事務巡撫都察院張憲牌をうけ、康熙四十八  
年十二月、礼部の咨来る、いわく、主客清吏司案呈、本部にうけ  
礼科におくり、うつし出す、本部しるしす、むることの内をみれ  
は、浙江巡撫黃建中か疏ニいわく、琉球国位薩哆等六人のる所の  
船、風にはなたれ今年四月初三日浙江の境界石浦といふ所に着岸、  
此等を以石浦県方毎日食糧を給り、御あわれみをなされ候、其上  
御吟味被成候ハ、琉球国浙江方ハ本より往来もなし、進貢船(米九カ)□□  
ハ閩の国なり、位薩哆等事、閩のようにおくり、琉球の使者帰  
の時分其船に便船して帰すへきよし仰出されたり、これによつて  
現在今琉国耳目官向英等進貢す、み来、此等回国の節、閩により  
右の位薩哆等六人を以て向英等留辺人役一処に取合せ、食糧をあ  
たへ、彼の国ニかへしてしかるへきよし、康熙四十八年十月二十  
六日の題書、今月二十八日其旨をうけるに依て、此をつ、しみし  
たかつて部にうつし司に送る、此旨を奉て相應に咨を浙閩の總督  
に移して可なり、また咨を合こまかにてらし行へき等のよし、院  
にいたる、これをはかりあわせなして牌をそなへ行ふ、司、部文  
の内をてらしみて旨を奉け、便ち遵ひてらし、浙省方位薩哆等六  
人送來り、閩にいたる日を待て即理(現之)ニ今進貢琉球人耳目官向英等、  
留辺人役一同ニ口糧をあたへ向英等回国の時を待、一所に付のせ  
歸すへし、ならひに即閩にいたる日期をとり、まつ詳に報して巡  
撫察により部に咨して違ふことなかれ、此旨を以又前の巡撫都察

院張、憲牌を奉て礼部の咨にくらふれハ同前のよし、院にいたりて行ふ、司、此旨を奉て遵行、案の通り、今風のそ、きの時節にいたる、例の通一併に付のせ国に歸す、其外取合返事いたさん為<sup>マコ</sup>を咨を貴世孫ニ移し候、請ふ、来文の事理、御苦勞なからよく知り行ひなさるへし、しれハ咨の心にかなふ者也

右、琉球国中山王世孫尚ニ  
咨す

康熙四十九年六月初八日

咨

8 位薩哆大清江飄着之由礼部より咨文の扣

咨<sup>①</sup>

禮部為報明事主客清吏司案呈奉

本部送禮科抄出該本部題前事内

開浙江巡撫黃秉中疏稱琉球國位

薩哆等六人所坐船隻被風飄流於

本年四月初三日到浙省境界石浦

地方登岸將伊等令該縣日給口糧

加意軫恤外查琉球國於浙省素無

往来即有進貢船隻俱係停泊閩省  
將位薩哆等應送閩省附搭該國便  
船帶回等語查現今琉球國差耳目  
官向英等進

貢前來伊等回國路由閩省應將位薩  
哆等六人送至閩省與向英等留辺  
人役合併一處給與口糧俟向英等  
回時附搭伊船帶回可也等因康熙  
四十八年十月二十六日題本月二  
十八日奉

旨依議欽此欽遵抄部送司奉此相應移  
咨琉球國王可也等因呈

堂奉批照行為此合咨前去煩為查

照施行須至咨者

右 咨

琉球國王

康熙四十八年十一月十七日

注①文書4と同様「咨」の位置はここではなく日付のあと  
であろう。

右咨文の通俗

礼部報け明らむる事のために主客清吏司案呈す、これを本部に奉  
け礼科に差し出し、該本部題し、前ることの内をみるに、浙江巡  
撫黃秉中疏二いわく、琉球国位薩哆等六人のる所のふね壹艘、風  
にはなされ、今年四月初三日浙省の境界石浦の地方にいたりて岸  
にのほる、此等を以該県より毎日口糧を給せしめ意を加へめくみ  
置候よし、此外巨細に考るに、琉球国浙省におゐてハ本より往来  
なし、即進貢船来れともそれハ閩省ニ参候間、位薩哆等を以閩省  
におくり、彼国の便船に付のせかへすへき、等の談なり、これに  
依て委細考れハ、現に今琉球国使耳目官向英等進貢して前み来る、  
此等回国の路に、閩省により位薩哆等六人を以閩省におくりいた  
る、向英等留辺の人役と一所によせあわせ、口糧を給しあたふ、  
向英等の帰る時節を待、彼船に付のせてかへし、しかるへき、等  
のよし、康熙四十八年十月廿六日の題、今月二十八日宣旨を奉て  
評議により、此をつゝしみ猶欽しみしたかつて部に抄し司におく  
る、此旨を奉け相應に咨を琉球国王ニ移して可なり、等のよし、  
堂に呈し示を奉けててらし行ふ、此等のために咨を調へ前めざる、  
御苦勞なからこまかにてらし行なへハ咨の心にいたる者なん

右、礼部より琉球国王ニ被遣咨文なり

康熙四十八年十一月十七日

9

一 中山王尚貞薨逝の訃音布政司へ報明の咨文扣  
一 福建布政司より返咨文扣

書簡和解 五

評定所

西日番

中山王逝去の訃を申上ルによつて世孫尚益より福建布政司  
へ続目願之咨文扣

琉球國中山王世孫尚益為報祖  
父薨逝權攝國政事竊照敝國雖  
越在海外能治生民世修藩職皆  
荷

天朝福澤遠庇及益祖父尚貞襲封叨  
恩尤渥方期長為海表藩鎮傳子及孫  
不料益父世子尚純蹇不永年於

康熙肆拾伍年拾貳月參拾日以  
疾先卒益雖代父問視不敢少懈

而祖父終以益父事親能孝痛悼  
不已過於悲傷漸成虛怯一旦臥  
痾遂至於本年漆月拾參日薨逝  
臨終呼益至榻前命之曰吾請封  
副業經今三十載歷蒙

聖朝眷顧有加無己天高地厚浩蕩難  
名今病勢沈篤料此生無能報答  
汝小心恭順以繼吾志惟痛汝父  
早亡未膺

封典不得入廟恐以祖為禰如物議何  
汝宜思之言訖而歿無一語及私  
益既傷父之云亡復痛祖父之棄  
世五內分裂敢言繼業惟是國事  
無統衆心靡定益若以私廢公恐  
負

朝廷封藩之重除於喪次權聽國政不  
敢稱王外特遣正議大夫蔡灼訃  
報於

貴司所有祖父遺言亦不敢壅滯  
伏乞

貴司轉詳

督  
撫  
兩  
院  
具

題為此理合移咨

貴司請為查照施行須至咨者

右 咨

福建等處承宣布政使司

康熙肆拾捌年十一月 日

(咨 脱力)

右咨文通俗

琉球国中山王世孫尚益祖父薨逝、国政権摂を申上る事の為に窃に  
明らむるに、敵国海外にありといへとも、よく生民をおさめ世々  
藩職を修す、是皆以天朝の福沢をにのふて、遠くおほふて益か祖  
父尚貞におよひ襲封厚恩尤あつし、正おもふ、なかく海表の藩鎮、  
子につたへ孫に及したき処ニ格護の外、益か父世子尚純永年なら  
す、康熙四十五年十二月参拾日以疾先に卒す、益父にかわりて問  
視しはらくおこたらすといふとも、祖父尚貞益か父の親につかへ  
て能孝ありしをいたみ悲てやます、其悲傷のへける故に、終に虚  
悞(ウタ)をなして一旦病にふし、今年漆月十三日遂ニ薨逝す、臨終之節  
益を榻前に呼寄ていわく、吾封を請、先人の業を嗣事、今にいた  
りて三十年、聖朝の御めくみ加わる事ありてやむことなし、天の

高きことく地の厚ことく、其御恩名つけかたし、今病勢沈篤、はかるに此生にてよく御恩を報し答ることハならし、汝等心をすこしきにして恭順で以吾か志を継よ、た、痛わしきハ汝か父いまた封典も膺す、早く亡ひぬる故に廟所に祭る事もなし、恐ハ祖を以禰とせ、物議をいかん、汝宜これをおもへ、言おわつて歿しけるか、一語茂自分の事に及へることなし、益すてに父世子のなき事を傷ぬるに、又此に祖父中山王も世を棄けるをいたみ、五臟さくるかことし、あへて業を継くことをいわんや、しかれともた、是国のことすへ治る人なき時は衆のこゝろ定りなし、益私を以公もをすてぬれん、おそらくハ朝廷藩職に封し給ふ重御恩にそむくなり、仍報喪をのそき国政をはかりきく、あゑて王とハせうせず、これによつてこの度正議大夫蔡灼を遣し計を貴司に報し、且又督撫両院へ委細御申上下されたく願申、此等の為に咨を貴司に差上候、万事宜取行給へハ咨の心になふ物なり

右 咨

福建等処承宣布政使司

康熙四十八年十一月 日

10 福建の布政司方中山王統目願の咨文に返咨の扣

福建等處承宣布政使司為報明  
祖喪泣據遺囑籲賜具

題以表幽忠事康熙四十九年正月  
初八日准

琉球國中山王世孫尚 咨開竊  
照敵國海外彈丸荷蒙

天朝不棄俾蛟島波臣得以時脩歲事  
褒封

寵賚迥異尋常固期祖父共臻耄耄圖  
報涓埃奈因命蹇尚益父世子尚

純業於康熙四十五年十二月三  
十日冒染風痰病故嚴親已歿益

係嫡長孫承父之重不敢毀形滅  
性以傷王父心詎料鞠凶疊見益

祖中山王尚貞復於本年七月十  
三日因老病虛怯寢疾而薨彌留

之餘特呼益至榻前泣囑吾世受  
聖恩真如高天厚地頂踵難酬今不幸

以怯疾身故無復能望風頂祝但  
犬馬戀主之念雖死弗諼爾其善

體吾心恪脩臣職盡忠即以盡孝  
當敬佩無忘益聞言五内如割幾

不欲視息人間瑩瑩在疚安敢輒  
萌嗣位之思第茅土錫之

天家屏藩責重諸凡庶務機宜不得不

從權暫攝茲當循例接貢理合將

祖父薨逝日期併臨終遺囑特遣

正議大夫蔡灼前來報明伏乞貴

司察核轉詳

督撫兩院懇賜具

題上達

宸鑒不特益終身感佩即祖父九泉之

下雖死猶生矣等緣由到司准此

又為稟報事康熙四十九年三月

十一日奉

鎮守福州將軍署理閩浙總督事

務祖 批本司詳查得琉球國

中山王尚貞於康熙四十八年七

月十三日身逝世子尚純先於四

十五年身故嫡長孫尚益備咨遣

使附搭接貢船隻來閩報喪業經

詳奉護理撫憲批另詳核奪等因

隨即行據福防廳查覆前來遵查

該國王既已身逝世子又經物故

茲據伊國嫡長孫循例咨報到司  
相應備錄咨文轉請

憲臺察賜

題報可也至于來使正議大夫一員

蔡灼跟伴柴思仁等九名既係附

搭接貢船隻而來應與接貢并京

回人員一同歸國合併聲明等緣

由奉批仰候

撫都院批示繳奉此案照先於本

年二月初七日奉

護理福建巡撫印務布政使加

級金 批本司詳全前由奉批候

核<sup>③</sup>

題餘如詳行仍候

督部院批示繳奉此遵行在案又

為前事康熙四十九年五月十五

日奉

巡撫都察院許 憲牌康熙四十

九年五月十二日准

禮部咨主客清吏司案呈奉本部

送禮科抄出該本部題前事內開

據護理福建巡撫印務布政使金

<sup>⑤</sup>

疏稱琉球國中山王尚貞於康熙

四十八年七月十三日病故世子

尚純於康熙四十五年身故該王

嫡長孫尚益備咨遣使附搭接

貢船隻來閩報喪應請題報其來使

正議大夫蔡灼(ツ)跟伴柴思仁等九

名附搭進

貢人員一同歸國等因具題前來查

康熙八年據福建巡撫劉 疏稱

琉球國王尚質病故世子尚貞遣

使齋咨等因臣部議覆琉球國世

子尚 請

封具題之日 封王併故王 賜恤

一併再議具題等因具題准行在

案應將封琉球國王及

賜恤故王尚貞之處俟該王嫡長孫

尚益請

封到日再議具題其稟報琉球國王

尚貞病故來使蔡灼等應照該撫

所請附搭進

貢人員船隻一同遣回可也等因

康熙四十九年四月初六日題本

月初九日奉

旨依議欽此欽遵抄出到部送司奉此

相應移咨福建巡撫可也為此合

咨前去查照施行等因到都院准

此擬合就行備牌行司備照咨文

內奉

旨事理即便移行欽遵查照毋違等因

奉此今風汛屆期相應附搭進

貢人員船隻一同遣回合就移覆為

此備由移咨貴世孫請依來文事

理煩為欽遵查照施行須至咨者

右 咨

琉球國中山王世孫尚

康熙肆拾玖年陸月初八日

報明祖喪等事

咨

注①校訂本は不明字。「迨カ」とする。②三ガ入ル。③不明字。「具カ」とする。④校訂本は「詳」だが、許の誤りであろう。許嗣興。⑤校訂本は一字あき。⑥校訂本は不明字。「死カ」とする。⑦貞ガ入ル。⑧校訂本は不明



字。「撫力」とする。⑨不明字。「咨力」とする。

### 右咨文通俗

福建等処承宣布政使司、琉球国中山王薨逝して其世孫尚益祖父の喪報に泣く遺言等を舒へ、其続目を御ゆるし下されたき旨申上らる事のため□、康熙四拾九年正月初八日中山王世孫尚益の咨文をひらきみるに、窃にてらす、わか小国ハ海外の弾丸、天朝の棄給わさる厚恩を蒙り、蛟島の波に住ひする臣等をして、時を以歳事を脩むる事を得をせしむ、其上褒封寵賚はるかによのところにかわり、かたしけなくなし下されけるにより、益か祖父ともより(上下カ)としよりたりといふ共、一たひハ參内仕り露ちり程も御恩を報したくしつけるに、何ともいたしかたき命なり、益か父尚純ハ世子にていまた年もふけさるに、すてに康熙四十五年十二月三十日、風痰の病におかされ歿しける、益ハ嫡長孫にて父の重きをうけ、敢て形をそこない性をほろほして老たる中山王父の心を傷ましめさるやうにと心をつくしける、なんそはからぬ凶事かさねあらわれ、益か祖父中山王尚貞も亦、今年七月十三日老病のつかれにて疾ニ寝て薨しける、臨終の時にいたり益を榻前に呼よせ泣く遺言していわく、尚貞世々大清皇帝の御恩を受しこと、真に天の高く地の厚きかことく、何たる事をしても其聖恩をむくひかたし、今われ不幸にして病を以身をうしなふ、ねておもひしこともむな

しくなりぬ、た、犬馬主をしたふのおもひハ、死すといへともわすれず、なんち益それ能わか心をむねとして臣たるの職をつ、しみ、おさめて忠をつくさハ即ちわれに孝をつくすなり、まさに敬て心に銘してこの言を忘る、ことなかれ、いふり、益其言を聞て五臓の内も割ることし、ほとんど人間を視ることをやめて、久敷病にあるをかなしむのみ、なんそあゑて即ち位を嗣のおもひをきさ、んや、た、茅土これをたまふハ天家の屏藩なれハ、せめもろく、のゑひすよりおもし、しかればつとめて機の宜に随而權をとり、暫位をおさめすんハあるへからず、茲に例にしたかふ、接貢の時にあたれり、まさに祖父尚貞薨逝の日期をしるし、ならひに臨終の遺言を理し合て特に正義大夫蔡灼をしてす、め来り、明白に言上す、こひ願ハ貴司の御察しを以督撫の両院ニよく詳にして熟に御書付を以上聞に達し下されハ、た、益か身を終るまでかんし奉るまでにもなし、即祖父中山王尚貞九泉の下ニ而死すといへとも、なを生けることけんとのよし、委細の咨文布政司いたる、これをはかつて又稟報することの為に、康熙四拾九年三月十一日、鎮守福州將軍署理閩浙總督事務祖の示を受て本の司に呈し、詳に琉球国中山王尚貞、康熙四十八年七月十三日の薨去、其世子尚純先たつて四十五年に歿し、其嫡尚益咨を備し使を遣し、接貢船壹艘に付のせて閩にきたり、喪のことを告てすてに詳にいた、へて護理撫憲の示を奉て其事を詳にしたるよし候、したかつて即福防庁委細の返事す、み来るによつてこまかに考みれハ、中山王薨し

世子も又世を去りぬ、因茲嫡長孫例にしたがい咨文を報し布政司いたるの間、よろしく相應に咨文を備へしるし憲台の察をかふて、其通の御ゆるしを下されて可也、となり、来使正議大夫一員蔡灼、跟伴柴思仁等九人、すでに接貢船に付のせて来る、また接貢船にのせ京より回る人数一同に国に帰すへき示を受けて仰て撫都院の示をうか、い、此旨を考てらし、先つて今年二月七日、護理福建巡撫印務布政使加三級金の示を奉け、本の司に詳にすること同前のよし、示を奉者実のゆるしを伺ふ、余ハ詳に行ふかことし、なを督都院の批示を伺ひ是をうけ遵行して案にあり、又前事の為に康熙四拾九年五月十五日巡撫都察院許 憲牌を申請ケ、康熙四拾九年五月十二日礼部の咨いたる、主客清吏司案呈、本部に奉り礼科におくりて抄出す、該本部前事を題する内をひらきみれに、護理福建巡撫印務布政使金、疏にいわく、琉球国中山王尚貞、康熙四十八年七月十三日に病故す、世子尚純は四十五年身故す、該王嫡長孫尚益、咨を備、使を遣し、接貢船に付のせて閩に來り喪のこを報しける、題報を請に應して其来使正議大夫蔡灼、跟伴柴思仁等九名、進貢の人数に付合、一同に国に帰すへきのよし、具題前ミ来る、こまかに考るに、康熙八年福建巡撫劉か疏にいわく、古琉球国王尚質病故の節、世子尚貞使を遣し咨を持ってらるゝよし、臣部議して覆す、琉球国世子尚、封を請ふ、具題の日、直に封し、ならひに故王にも恤を賜ひ、一同に再び評議して具題すへき等のよし、具題準行して案にあり、まさに琉球国王を封し、及

ひ故王尚貞の処へもめくみを給ふへきなり、該王嫡長孫尚益、封を請ていたる日を待て再び評議して備へしるすへし、其時冠船をわたし中山王に封すへきなり、又中山王尚貞病故のことを告来る使蔡灼等、該撫請ふ所に應して進貢人数のかゑり船に付のせて一所に琉球かゑしてしかるへし等のよし、康熙四拾九年四月初六日の具題、今月初九日に宣旨をうけ、評議によつて此をつゝしみ、したかつて出さし部にいたり布政司におくり、此等の旨をうけて相應に咨を福建の巡撫に移して可なり、これによつて咨を合せすゝめ考る、こまかにてらしとり行ふへきよし、都院にいたる、これをはかり取合なし行ひ牌をそなへ司に行ふ、咨文の内を具にてらし其旨をよく心得、すなわちつゝしみしたかい、こまかに合照してすこしも其へ理にちかふことなかれのよし、此旨をうけて今風の好時節にあふ、進貢船の人数に右蔡灼を付のせ一所にかゑすにより、取合せ御返事申し、これか為に咨文を貴世孫に移しおくる、請ふ、来文の事理によつて御苦労ながら欽遵ひ、こまかにてらしてほとこし行なへハ咨の心にいたるへきものなり

右、琉球国中山王世孫尚二咨するなり

康熙四十九年六月八日

報明祖喪等事